

錫羽鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

改 正	現 行
(前略) (乗車券類の種類) 第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。 (1) 乗 車 券 - イ 普通乗車券 { 片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券 - ロ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券 - ハ 回数乗車券 { 普通回数乗車券 時差回数乗車券 土・休日割引回数乗車券 - ニ 団体乗車券 - ホ 貸切乗車券 (2) 特急券等 - 朝桐線関係特別急行券 { 朝桐線関係平日特別急行券 朝桐線関係土休日特別急行券 - 小宮線関係特別急行券 - 四季おり特別急行券 - ライナー特別急行券 - 座席指定券 { 座席指定券 アイビスライナー座席指定券 - 着席整理券 - 特別車両券 - 個室券 { 平日個室券 土休日個室券 (中略)	(前略) (乗車券類の種類) 第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。 (1) 乗 車 券 - イ 普通乗車券 { 片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券 - ロ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券 - ハ 回数乗車券 { 普通回数乗車券 時差回数乗車券 土・休日割引回数乗車券 - ニ 団体乗車券 - ホ 貸切乗車券 (2) 特急券等 - 特別急行券 - 朝桐線関係特別急行券 { 朝桐線関係平日特別急行券 朝桐線関係土休日特別急行券 - 四季おり特別急行券 - ライナー座席指定券 { 特別急行ライナー座席指定券 快速列車座席指定券 - ライナー着席整理券 { 特別急行ライナー着席整理券 快速列車着席整理券 - 特別車両券 - 個室券 { 平日個室券 土休日個室券 (中略)

改 正	現 行
(乗車券類の種類) 第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 乗 車 券 - イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃 往復旅客運賃 連続旅客運賃 - ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃 - ハ 回数旅客運賃 { 普通回数旅客運賃 時差回数旅客運賃 土・休日割引回数旅客運賃 - ニ 団体旅客運賃 - ホ 貸切旅客運賃 (2) 特急料金等 - 朝桐線関係特別急行料金 { 朝桐線関係平日特別急行料金 朝桐線関係土休日特別急行料金 - 小宮線関係特別急行料金 - 四季おり特別急行料金 - ライナー特別急行料金 - 座席指定料金 { 座席指定料金 アイビスライナー座席指定料金 - 着席整理料金 - 特別車両料金 - 個室料金 { 平日個室料金 土休日個室料金 (中略)	(乗車券類の種類) 第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 乗 車 券 - イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃 往復旅客運賃 連続旅客運賃 - ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃 - ハ 回数旅客運賃 { 普通回数旅客運賃 時差回数旅客運賃 土・休日割引回数旅客運賃 - ニ 団体旅客運賃 - ホ 貸切旅客運賃 (2) 特急料金等 - 特別急行料金 - 朝桐線関係特別急行料金 { 朝桐線関係平日特別急行料金 朝桐線関係土休日特別急行料金 - 四季おり特別急行料金 - ライナー座席指定料金 { 特別急行ライナー座席指定料金 快速列車座席指定料金 - ライナー着席整理料金 { 特別急行ライナー着席整理料金 快速列車着席整理料金 - 特別車両料金 - 個室料金 { 平日個室料金 土休日個室料金 (中略)

改 正	現 行
(普通乗車券の発売) 第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号により、片道乗車券・往復乗車券または連続乗車券を発売する。 (1) 片道乗車券 旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合、または環状線を一周し、さらにこれをこえる場合を除く。 (2) 往復乗車券 往路・復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路が異なるものを除く。 (3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間(その区間が2区間までのものに限る。)を、それぞれ1回乗車(以下「連続乗車」という。)する場合に発売する。 (普通乗車券の発売方) 第26条の2 次の各号に掲げる場合は、前条および第68条の規定により、それぞれ片道乗車券または連続乗車券を発売する。 (1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。 (2) 営業キロ程を打ち切って普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2号の場合を除き、環状線一周となる駅または折返しとなる駅を着駅および発駅とする連続乗車券を発売する。 (中略)	(普通乗車券の発売) 第26条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号により、片道乗車券・往復乗車券または連続乗車券を発売する。 (1) 片道乗車券 旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合、または環状線を一周し、さらにこれをこえる場合を除く。 (2) 往復乗車券 往路・復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路が異なるものを除く。 (3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間(その区間が2区間までのものに限る。)を、それぞれ1回乗車(以下「連続乗車」という。)する場合に発売する。 (中略)

改 正	現 行														
(大人特急料金等) 第125条 大人特急料金は、次のとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 朝桐線関係特別急行料金 (中略) ロ 小宮線関係特別急行料金 <table> <tr> <td>40km まで</td><td>520 円</td></tr> <tr> <td>41km 以上 60km まで</td><td>780 円</td></tr> <tr> <td>61km 以上 120km まで</td><td>1,050 円</td></tr> <tr> <td>121km 以上</td><td>1,310 円</td></tr> </table> ハ ライナー特別急行料金 <table> <tr> <td>若草来栖・夕陽台間の停車駅相互発着</td><td>410 円</td></tr> <tr> <td>40km まで</td><td>520 円</td></tr> <tr> <td>40km 以上</td><td>780 円</td></tr> </table> 「あさひライナー」、「ゆうひライナー」号と表示して運転する特別急行列車 イ 座席指定料金 320 円 「座席指定」と表示して、運転する快速列車	40km まで	520 円	41km 以上 60km まで	780 円	61km 以上 120km まで	1,050 円	121km 以上	1,310 円	若草来栖・夕陽台間の停車駅相互発着	410 円	40km まで	520 円	40km 以上	780 円	(大人特急料金等) 第125条 大人特急料金は、次のとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 特別急行料金 (中略) ロ 朝桐線関係特別急行料金 (中略) イ 特別急行ライナー座席指定料金 (中略)
40km まで	520 円														
41km 以上 60km まで	780 円														
61km 以上 120km まで	1,050 円														
121km 以上	1,310 円														
若草来栖・夕陽台間の停車駅相互発着	410 円														
40km まで	520 円														
40km 以上	780 円														

改 正	現 行
ロ アイビスライナー座席指定料金 25 kmまで 370 円 26 km以上 50km まで 470 円 50km 以上 570 円 「アイビスライナー」号と表示して運転する列車 (3) 着席整理料金 40 kmまで 410 円 40km 以上 510 円 「ライナー」号と表示して運転する列車 (中略) (特別急行券の様式) 第211条 特別急行券の様式は、次のとおりとする。 (1) 常備特別急行券 イ 朝桐線関係特別急行券 (イ) 朝桐線関係平日特別急行券 (ロ) 朝桐線関係土休日特別急行券 ロ 小宮線関係特別急行券 (2) 軟券式常備特別急行券 (3) 補充特別急行券 イ 当日発売専用 (イ) 朝桐線関係特別急行券 a 朝桐線関係平日特別急行券 b 朝桐線関係土休日特別急行券 (ロ) 小宮線関係特別急行券 ロ その他用	ロ 快速列車座席指定料金 (中略) (3) ライナー着席整理料金 (中略) (特別急行券の様式) 第211条 特別急行券の様式は、次のとおりとする。 (1) 常備特別急行券 イ 特別急行券 ロ 朝桐線関係特別急行券 (イ) 朝桐線関係平日特別急行券 (ロ) 朝桐線関係土休日特別急行券 (2) 軟券式常備特別急行券 (3) 補充特別急行券 イ 当日発売専用 (イ) 特別急行券 (ロ) 朝桐線関係特別急行券 a 朝桐線関係平日特別急行券 b 朝桐線関係土休日特別急行券 ロ その他用

改 正	現 行
(イ) 特別急行券 (ロ) 朝桐線関係特別急行券 a 朝桐線関係平日特別急行券 b 朝桐線関係土休日特別急行券 (ハ) ライナー特別急行券 (中略) (車内特急券等の様式) 第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。 (1) 特別急行用 (駅名式大人小児用) イ 朝桐線関係特別急行用 (駅名式大人小児用) (イ) 朝桐線関係平日特別急行用 (個室券兼用) (ロ) 朝桐線関係土休日特別急行用 (個室券兼用) ロ 小宮線関係特別急行用 ハ ライナー特別急行用 (中略) 第290条の2 旅客は、第 282 条、第 289 条または第 307 条第 4 項に規定する理由が発生した場合は、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から第 289 条または第 307 条第 4 項に定める取扱いに限りて請求することができる。 2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、車両の故障等または第 307 条第 2 項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第 3 項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することがで	(イ) 特別急行券 (ロ) 朝桐線関係特別急行券 a 朝桐線関係平日特別急行券 b 朝桐線関係土休日特別急行券 (ハ) 特別急行ライナー座席指定券 (中略) (車内特急券等の様式) 第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。 (1) 特別急行用 (駅名式大人小児用) イ 特別急行用 ロ 朝桐線関係特別急行用 (駅名式大人小児用) (イ) 朝桐線関係平日特別急行用 (個室券兼用) (ロ) 朝桐線関係土休日特別急行用 (個室券兼用) ハ 特別急行ライナー座席指定券用 (中略) 第290条の2 旅客は、第 282 条、または第 289 条に規定する理由が発生した場合は、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、第 282 条から第 289 条に定める取扱いに限りて請求することができる。 2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合または車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかか

改 正	現 行
きない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が社の責に帰すべき理由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。 (中略) (手回り品および持込禁制品) 第307条 旅客は、第 308 条に規定するところによって、その携帯する物品を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害をおよぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用することおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。） (4) 死体 (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第 4 項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの 注 1 別表第 4 号に定める適用除外の物品および第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 前項ただし書第 1 号または第 2 号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。	わらず、一切の請求をすることはできない。 (中略) (手回り品および持込禁制品) 第307条 旅客は、第 308 条に規定するところによって、その携帯する物品を、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次のいずれかに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。 (1) 別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害をおよぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。） (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用することおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。） (4) 死体 (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第 308 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または同条第 4 項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの 注 1 別表第 4 号に定める適用除外の物品および第 3 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 旅客が、手回り品中に危険品または前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

改 正	現 行
3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。 4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に 乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場 合に限る。）は第282条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを 選択のうえ請求することができる。 5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力 の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示 に従わない場合も同様とする。 6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがあ る。 注2 別表第4号は、危険品の品目、適用除外の物品に関する規定である。 （無料手回り品） 第308条 旅客は、携帯できる物品であって、列車の状況により、運輸上支障 を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250cm 以内のもので、その重量が 30kg 以内のものを無料で車内に2個まで持ち込 むことができる。ただし、長さ2 m を超える物品は車内に持ち込むことが できない。 2 旅客は、前項の規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードに ついては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むこと ができる。 （1）自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ 式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの （2）サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認めら れるときに限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させること ができる。	3 前項の規定によって手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない 旅客は、前途の乗車をすることができない。 注2 別表第4号は、危険品の品目、適用除外の物品に関する規定である。 （無料手回り品） 第308条 旅客は、携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障 を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250cm 以内のもので、その重量が 30kg 以内のものを無料で車内に2個まで持ち込 むことができる。ただし、長さ2 m を超える物品は車内に持ち込むことが できない。 2 旅客は、前項の規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードに ついては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むこと ができる。 （1）自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ 式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの （2）サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認めら れるときに限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させること ができる。

改 正	現 行
(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行ない、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。 (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。 4 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く。）で、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。 (1) 長さ 70cm 以内、最小の立方形の長さ・幅および高さの和が、90cm 程度の容器に収容したものであって、3 辺の最大の和が、120 cm 以内の専用の容器に収容したもの (2) 専用の容器に収容した重量が 10kg 以内のもの 注 旅客が、自己の身の回り品として携帯するかさ・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。 (以下略)	(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行ない、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。 (2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。 4 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く。）で、次の各号に該当するものは、無料で車内に持ち込むことができる。 (1) 長さ 70cm 以内、最小の立方形の長さ・幅および高さの和が、90cm 程度の容器に収容したもので、かつ、他の旅客に危害をおよぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの (2) 容器に収容した重量が 10kg 以内のもの 注 旅客が、自己の身の回り品として携帯するかさ・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。 (以下略)

附則

この通達は、2022年10月1日から施行する。